

		専攻医
1 身分	新地方公務員法第22条の2第1項に定める一般職の地方公務員 (会計年度任用職員)	
2 給与	月額	<p>沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程による</p> <p>【例】 《会計年度任用専門研修医師》 3年次: 357,000円 4年次: 372,000円</p> <p>※上記金額は、地域手当及び研修医業務手当が含まれ、手当額は基本給に応じた額となる。 また、研修医業務手当については、実績手当として翌月の支給となる。</p> <p>《会計年度任用医師》 5年次: 702,000円 6年次: 718,000円</p> <p>※上記金額は、初任給調整手当(約344,000円)及び地域手当(約49,000円)が含まれます。</p> <p>※経歴等により、変動の可能性有り。</p>
3 手当	<p>・時間外勤務手当(見込み額) 当直1回につき ・約20,000円～約45,000円(3年次) ・約21,000円～約48,000円(4年次) ・約49,000円～約105,000円(5年次) ・約50,000円～約107,000円(6年次)</p> <p>※勤務体制により異なる。</p> <p>・期末手当(6月期、12月期) ・通勤手当(片道2km以上) ・休日勤務手当 ・夜間勤務手当 ・退職手当</p>	
※規程により、要件該当時のみ支給		
4 社会保険料等	<p>採用1年目 地方公務員共済組合(短期組合員)・厚生年金、労働者災害補償保険、雇用保険(採用から6ヶ月間)</p> <p>採用2年目以降(原則) 地方公務員共済組合(一般組合員)、地方公務員災害補償基金</p>	
5 年次有給休暇日数	<p>採用 1年目:年間10日 2年目:年間11日(1年6ヶ月経過後) 3年目:年間12日(2年6ヶ月経過後) 4年目:年間14日(3年6ヶ月経過後)</p> <p>※前年度に付与された有給休暇で、消化できなかった年次有給休暇については、翌年度に限り繰り越し可。</p>	
6 休暇の種類	有給	<p>1. 年次有給休暇</p> <p>2. 1以外で要件該当時に別に付与される休暇 (公民権の行使、官公署出頭、感染症予防措置、感染症予防法による交通遮断、災害等による交通遮断、台風来襲による業務停止、妊産婦の休息・補食、風水震災等災害による現住居滅失・破壊、妊産婦健康診査及び保健指導、産前・産後休暇)</p> <p>3. 慶弔休暇 等</p>
	無給	<p>1. 一歳未満児の世話、 2. 小学校就学前児の看護等、 3. 介護休暇、 4. 介護時間、 5. 生理休暇、 6. 公傷休暇、 7. 病気休暇(私傷病)、 8. 骨髄移植休暇、 9. 短期介護休暇 10. 妊娠職員の通勤緩和</p>
7 その他	採用後、1ヶ月は条件付き採用となる。 アルバイト・副業等は禁止。	
(1)健康管理	健康診断及びストレスチェックを実施	
★ (2)分限・懲戒	地方公務員法に規定される懲戒処分及び分限処分の対象となる。	